

I. 都道府県中間年評価書（集落協定等の自己評価関係）

様式3-2

都道府県中間年評価書 （集落協定等の自己評価関係）

都道府県名	栃木県	担当部署	農政部 農村振興課
-------	-----	------	-----------

I 中山間地域等直接支払制度の実施状況（R3年度）

1. 制度の実施状況の概要

	協定数		農用地面積		交付額	
ア 集落協定	130	協定	2,048	ha	23,933	万円
a 基礎単価の対象	10	協定	132	ha	1,786	万円
b 体制整備単価の対象	120	協定	1,887	ha	20,242	万円
c 加算措置						
(a) 棚田地域振興活動加算	1	協定	55	ha	548	万円
(b) 超急傾斜農地保全管理加算	2	協定	11	ha	64	万円
(c) 集落協定広域化加算	3	協定	521	ha	694	万円
(d) 集落機能強化加算	1	協定	315	ha	200	万円
(e) 生産性向上加算	2	協定	492	ha	400	万円
イ 個別協定	4	協定	82	ha	463	万円
a 基礎単価の対象		協定	0	ha	0	万円
b 利用権設定等単価（10割単価）の対象	4	協定	82	ha	463	万円
c 超急傾斜農地保全管理加算		協定	0	ha	0	万円
合計	134	協定	2,129	ha	24,397	万円

【参考】

R3年耕地面積※	56,770	ha
----------	--------	----

※「耕地及び作付け面積統計」より転記

2. 集落協定の概要

	協定参加者数		交付面積		交付金額	
1 協定当たり平均値	23	人	16	ha	184	万円

【参考】

ア 協定参加者数	2,959	人
イ 交付金配分額	23,931	万円
a うち個人への配分	13,360	万円
b うち共同取組活動	8,713	万円

Ⅱ 都道府県による評価結果

1. 評価項目に対する都道府県の評価

(1) 集落協定

評価項目	評価結果（協定数）			
	◎	○	△	×
ア 集落マスタープランに係る活動	3	127		
イ 農業生産活動等として取り組むべき事項				
a 耕作放棄の防止等の活動	1	129		
b 水路・農道等の管理	3	127		
c 多面的機能を増進する活動	1	129		
ウ 集落戦略の作成				
a 集落戦略の作成見込み	7	112	1	
b 集落戦略の話し合いに用いる地図の作成状況	34	85	1	
エ 加算措置の目標の達成状況・達成見込み				
a 棚田地域振興活動加算		1		
c 急傾斜農地保全管理加算	1	1		
d 集落協定広域化加算		2		
e 集落機能強化加算		1		
f 生産性向上加算		2		
オ 全体評価	優	良	可	不可
	128 (98%)	2 (2%)	(0%)	(0%)

1の(1)について都道府県の総合的な所見【必須】

集落協定毎の全体評価は、市町が全協定130のうち、「優」128協定、「良」2協定と評価しており、おおむね順調に取り組まれていると考えられる。

(2) 個別協定

評価項目	評価結果（協定数）			
	◎	○	△	×
ア 利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業の受委託	1	3		
イ 農業生産活動等として取り組むべき事項				
a 耕作放棄の防止等の活動	1			
b 水路・農道等の管理	1	2		
c 多面的機能を増進する活動				
ウ 利用権設定等として取り組むべき事項	1			
エ 加算措置（超急傾斜農地保全管理加算）				
オ 全体評価	優	良	可	不可
	4 (100%)			

1の(2)について都道府県の総合的な所見【必須】

個別協定毎の全体評価は、市町が全協定を「優」と評価しており、順調に取り組まれていると考えられる。

1について第三者機関の意見【必須】

「◎＝最終年においても活動の実施が確実に見込まれる」の数は少ないものの、第5期においては、最終年まで安定的に活動が行われると推察できる。

3. 集落協定の話合いの回数と集落戦略の作成

(1) 集落協定の話合いの回数

		全協定数	話合い回数（回数ごとの協定数）			
			0回	1回	2回	3回以上
集落協定の話合いの状況	R 2年度	130	0 (0%)	21 (16%)	35 (27%)	73 (56%)
	うち集落戦略	120	10 (8%)	109 (91%)	6 (5%)	5 (4%)
	R 3年度	130	0 (0%)	8 (6%)	17 (13%)	105 (81%)
	うち集落戦略	120	10 (8%)	43 (36%)	70 (58%)	7 (6%)

3の(1)について都道府県の所見【必須】

集落戦略に関する話合いの回数が増加しており、望ましい傾向である。

(2) 集落戦略作成の話合いの参加者

話合いの参加者	協定数	割合
① 協定参加者	117 協定	98 %
② 協定参加者以外の集落の住民	3 協定	3 %
③ 農業委員等、市町村や農業委員会及びJA等の関係組織の担当者	12 協定	10 %
④ NPO法人、企業、学識経験者、専門知識等を有する者	協定	0 %
⑤ 協定役員のみ	2 協定	2 %
⑥ 話合いをしていない	2 協定	2 %

3の(2)について都道府県の所見【必須】

現状では協定参加者のみによる話合いがほとんどであることから、市町職員やJA関係者、地域住民など第三者の参画による多角的な視点で話合いが行われることが望ましい。

3について第三者機関の意見【必須】

R3年度には集落戦略について6割弱が2回以上の話し合いを実施している。これらが、活動の継続・発展、前向きで実効性のある戦略の作成につながることを期待する。

話合いの参加者については、協定参加者以外の話合いへの参加が少ない傾向と読み取れる。幅広い取り組みが困難な実態があると思われるが、NPO法人や企業といった参加者との交流を進める必要性を感じる。

4. 市町村に要望する支援内容

(1) 集落協定

(2) 個別協定

市町村に要望する支援内容	協定数	割合	市町村に要望する支援内容	協定数	割合
① 協定書作成に係る支援	89	協定 68 %	① 協定書作成に係る支援	2	協定 50 %
② 集落戦略作成に係る支援	89	協定 68 %	② 目標達成に向けた支援	3	協定 75 %
③ 目標達成に向けた支援	80	協定 62 %	③ 集落協定の立ち上げに向けた支援		協定 0 %
④ 協定の統合・広域化への支援	67	協定 52 %	④ 協定対象面積の拡大に向けた支援		協定 0 %
⑤ 事務負担軽減に向けた支援	89	協定 68 %	⑤ 事務負担軽減に向けた支援	3	協定 75 %
⑥ ①～⑤以外の支援	1	協定 1 %	⑥ ①～⑤以外の支援		協定 0 %
⑦ 特に支援を要望しない	20	協定 15 %	⑦ 特に支援を要望しない	1	協定 25 %

4の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

協定書や集落戦略の作成、事務負担軽減に向けた支援要望が多いため、更なる事務負担の低減や効率化を図っていく必要がある。

4の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

事務負担については、今後制度を存続していく上で重要な課題であり、その負担のしわ寄せが行政に行く傾向があるため、行政負担も含め負担軽減を図っていく必要がある。
また、より具体的にどのような支援が活動推進、負担軽減に効果が高いのか検討する余地がある。

Ⅲ 次期対策（令和7年度～）等

1. 継続の意向等

(1) 集落協定

次期対策（令和7年度～）での活動継続の意向等		協定数	割合
継続意向の協定数		120 協定	92 %
の広 意域 向化	広域化の意向がある	30 協定	25 %
	広域化の意向はない	90 協定	75 %
廃止意向の協定数		10 協定	8 %
協定 廃止 の理 由	① 活動の中心となるリーダーの高齢化のため	6 協定	60 %
	② 協定参加者の高齢化による体力や活動意欲低下のため	6 協定	60 %
	③ 地域農業の担い手がないため	6 協定	60 %
	④ 農業収入が見込めないため	7 協定	70 %
	⑤ 鳥獣被害の増加	4 協定	40 %
	⑥ 農道や水路、畦畔の管理が困難なため	2 協定	20 %
	⑦ 圃場条件が悪いため	5 協定	50 %
	⑧ 事務手続きが負担なため	3 協定	30 %
	⑨ 交付金の遡及返還への不安なため	2 協定	20 %
	⑩ 統合の相手先となる協定が近隣にないため	協定	0 %
	⑪ 協定内の意見がまとまらず、合意形成が困難なため	協定	0 %
	⑫ 交付金がなくても農用地の維持・管理が可能のため	協定	0 %
	⑬ その他	協定	0 %

(2) 個別協定

次期対策（令和7年度～）の継続意向等		協定数	割合
継続意向の協定数		4 協定	100 %
廃止意向の協定数		協定	0 %
協定廃止の理由	① 高齢化による体力低下や病気のため	協定	%
	② 後継者がいないため	協定	%
	③ これ以上の規模拡大が困難なため	協定	%
	④ 集落協定に参加するため	協定	%
	⑤ 農道や水路、畦畔の管理が困難なため	協定	%
	⑥ 農業収入が見込めないため	協定	%
	⑦ 鳥獣被害が増加しているため	協定	%
	⑧ 圃場条件が悪いため	協定	%
	⑨ 事務手続きが負担なため	協定	%
	⑩ 交付金の遡及返還が不安なため	協定	%
	⑪ 近隣の協定が農地を引き受けてくれるため	協定	%
	⑫ 交付金がなくても農用地の維持・管理ができるため	協定	%
	⑬ その他	協定	%

集落協定の広域化等に対する推進方針

協定の広域化は市町の発意により進められるのが一般的であることから、まずは、研修会などを通じて担当者の理解促進を図っていく。

廃止意向の協定に対する働きかけの方針

各集落の現状や課題を踏まえた対応策を検討することが必要であることから、まずは、地域での話し合いを活性化させることから進めていく。

1の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

広域化は必然と考えるが、広域化を進める際に、地元の要望が伝わりにくくならないように配慮する必要がある。
 廃止意向については、制度の問題というよりも、集落全体の活力低下と推察される。

2. 協定の役員

(1) 集落協定

① 代表者

年齢	～59歳	18 人 (14%)	60～69歳	43 人 (33%)	70～79歳	60 人 (46%)	80歳～	9 人 (7%)
代表者になってからの年数	～2年	21 人 (16%)	3年～7年	38 人 (29%)	8年～	71 人 (55%)		
次期対策での代表者の継続の目途	ある	88 (73%)	協定	ない	32 (27%)	協定		

② 事務担当者（会計）

年齢	～59歳	30 人 (23%)	60～69歳	58 人 (45%)	70～79歳	39 人 (30%)	80歳～	3 人 (2%)
担当者になってからの年数	～2年	25 人 (19%)	3年～7年	38 人 (29%)	8年～	67 人 (52%)		
次期対策での担当者の継続の目途	ある	97 (81%)	協定	ない	23 (19%)	協定		

③ 事務委託等の状況

事務委任の有無		現在				今後			
なし		130	協定	100	%	130	協定	100	%
あり			協定	0	%		協定	0	%
委任先	行政書士・公認会計士		協定		%		協定		%
	事務組合		協定		%		協定		%
	NPO		協定		%		協定		%
	集落法人		協定		%		協定		%
	J A		協定		%		協定		%
	土地改良区		協定		%		協定		%
	個人		協定		%		協定		%
	その他		協定		%		協定		%

(2) 個別協定

交付対象者

交付対象者	個人	1 協定 (25%)	法人	2 協定 (50%)	任意 組織	1 協定 (25%)	その他	協定 (0%)
年齢	～59歳	1 人 (25%)	60～ 69歳	3 人 (75%)	70～ 79歳	人 (0%)	80歳～	人 (0%)
後継者の有無	いる	1 協定 (25%)	いない	3 協定 (75%)				

2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

市町への要望として事務負担軽減の支援があげられているが、現状、事務委任は行われておらず、今後も予定されていない。広域化による事務局の設置や事務委任等により、活動に専念できる体制の構築が必要と考える。

2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

農村地域の高齢化、地域での役割の固定化を反映した実態という印象を受ける。
根源的な課題であるため本制度により対策することは困難だが、代表者・事務担当の後継者を育てる必要があるように思う。

Ⅱ. 都道府県中間年評価書（集落協定等のアンケート関係）

様式3-2

都道府県中間年評価書 （集落協定等へのアンケート関係）

都道府県名	栃木県	担当部署	農政部 農村振興課
-------	-----	------	-----------

Ⅳ アンケート調査の対象協定（集落）等数

	協定等数		アンケート実施 協定等数	
集落協定	130	協定	26	協定
個別協定	4	協定	4	協定
廃止協定		協定	9	協定
未実施集落		集落	4	集落
市町村		市町村	12	市町村

V-1 集落協定へのアンケート調査結果の評価

1 集落協定の範囲等

(1) 協定対象農用地と農業集落の農用地の範囲（範囲の図は別添のとおり）

	協定数	割合
① 1つの集落協定の中に、複数の農業集落がある例-1	0	0 %
② 1つの集落協定の中に、複数の農業集落がある例-2	0	0 %
③ 1つの集落協定の中に、1つの農業集落がある例-1	9	35 %
④ 1つの集落協定の中に、1つの農業集落がある例-2	15	58 %
⑤ 1つの農業集落の中に、複数の集落協定がある例-1	0	0 %
⑥ 1つの農業集落の中に、複数の集落協定がある例-2	2	8 %

(2) 集落協定の話合いの持ち方

	協定数	割合
① 中山間地域等直接支払制度のための話合いを開催	26	100 %
② 地域の他の話合いとともに、中山間地域等直接支払制度の話合いを開催	0	0 %

2 集落戦略

(1) 集落戦略の作成に当たっての工夫

	協定数	割合
① アンケートや戸別訪問等により、話合いの方法を工夫した	15	58 %
② 話合いをリードする者を活用して進めた	17	65 %
③ 市町村や関係機関の協力を得て進めた	22	85 %
④ 協定参加者が、今後も健在であることを前提として作成を進めた	2	8 %
⑤ 担い手やリーダーの確保、農地中間管理機構への農地の貸付等に取り組んでいくことを前提に作成を進めた	0	0 %
⑥ 集落戦略の作成範囲を分割し、一つの話合いの単位を小さくして作成した	0	0 %
⑦ その他	0	0 %
⑧ 特になし	0	0 %
⑨ まだ作成していない	1	4 %

(2) 集落戦略の作成の効果

	協定数		割合	
①集落営農を組織化・法人化した又はその計画がある		協定	0	%
②認定農業者や新規就農者を確保した又は確保する計画がある	3	協定	12	%
③集落でまとまって農地中間管理機構に農用地を貸し付けた又はその手続きを進めている		協定	0	%
④一部の農用地を農地中間管理機構に貸し付けた又はその手続きを進めている		協定	0	%
⑤担い手に農用地を貸し付けた又はその計画がある（農地中間管理機構を使わないケース）	1	協定	4	%
⑥基盤整備等により耕作条件を改善した又はその計画がある	2	協定	8	%
⑦スマート農業等の省力化技術を導入した又はその計画がある		協定	0	%
⑧耕作条件が劣る農地の粗放的な管理や林地化を実施又はその計画がある		協定	0	%
⑨鳥獣害対策を実施した又はその計画がある	20	協定	77	%
⑩所得確保のため高収益農産物の生産や加工等を始めた又はその計画がある	4	協定	15	%
⑪他の協定等との統合・連携をした又はその計画がある		協定	0	%
⑫高齢者等への声掛けや見守り等の生活支援活動を開始した又はその計画がある		協定	0	%
⑬特に何もしていない	2	協定	8	%
⑭その他	3	協定	12	%

2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

市町や関係機関の協力、アンケートの実施などそれぞれ工夫して話し合いが行われたり、それによって、鳥獣害対策の実施または計画につながっている。

2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

鳥獣害対策は極めて重要であるが、担い手やリーダーの確保のような長期的な集落の継続デザインよりも、目前の現実的な問題への対応が強く意識され、その点に効果が感じられていると読み取れる。

※ アンケート対象の集落協定数が5未満の都道府県は、「V-1 集落協定へのアンケート調査結果の評価」中の「都道府県の所見」と「第三者機関の意見」は省略可能

3 加算措置に取り組む際に中心となった者

	協定数				
	広域化加算	集落機能強化加算	生産性向上加算	棚田加算	超急傾斜加算
①協定代表者	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)
②協定代表者以外の協定参加者	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)
③統合された集落協定又は集落の側から	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)
④市町村等の行政からの働きかけ	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)
⑤その他	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)

4 第5期対策における本制度の効果について

(1) 本制度に取り組まなかった場合に協定対象農地が荒廃農用地になっていた割合

	協定数		割合	
①協定対象農用地の1割未満	16	協定	62	%
②協定対象農用地の1～3割	8	協定	31	%
③協定対象農用地の3～5割	2	協定	8	%
④協定対象農用地の5割以上		協定	0	%
⑤荒廃化していない		協定	0	%

(2) 隣接する集落の状況

ア 隣接する集落の本制度の取組状況

	協定数		割合	
①隣接する集落は本制度に取り組んでいる	25	協定	96	%
②隣接する集落は本制度に取り組んでいない		協定	0	%
③隣接する集落が本制度に取り組んでいるか分からない	1	協定	4	%

イ 本制度に取り組んでいない隣接集落の農用地の荒廃状況

	協定数		割合	
①ここ数年、荒廃した農地が目立ってきた		協定	0	%
②ここ数年、耕作されていない農用地が目立ってきた		協定	0	%
③以前と変わらない		協定	0	%
④以前よりも荒廃や耕作されていない農用地が減った		協定	0	%
⑤その他		協定	0	%

(3) 本制度や加算に取り組んだことによる効果

	協定数					
	ア 制度による全体の効果	イ 加算に取り組んだことによる効果				
		広域化加算	集落機能強化加算	生産性向上加算	棚田加算	超急傾斜加算
①荒廃農地の発生防止	21 (81%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)
②水路・農道等の維持、地域の環境が保全された	25 (96%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)
③農業機械等の共同利用により作業が効率化した	1 (4%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)
④農業（農外）収入が増加した	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)
⑤集落営農の組織化・法人化、新規就農者等の担い手を確保（増加）した	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)
⑥担い手への農地の集積・集約化が進んだ	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)
⑦鳥獣被害が減少した	5 (19%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)
⑧荒廃農地を再生した	1 (4%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)
⑨都市住民等との交流が増加した	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)
⑩定住者等を確保した	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)
⑪地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）を開始（拡大）した	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)
⑫集落の寄り合いや行事等の集落機能が維持された	1 (4%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)
⑬その他	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)
⑭特に効果は感じられない	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)

4の(1)から(3)について都道府県の所見【必須】

特に、水路・農道等の維持、地域環境の保全や、荒廃農地の発生防止の点で、制度の効果を実感していることが確認された。

4の(1)から(3)について第三者機関の意見【必須】

制度の活用により、水路・農道等の維持や地域の環境保全における有効性が見て取れる。一方、農業収入の増加、担い手確保、都市農村交流や定住者確保といったソフト面での有効性は見て取れない。
本制度を活用して農村の地域資源を活用する見方・考え方を今後創出する必要性がある。

5 集落協定が実施している各種の活動

(1) 集落協定が実施している活動

	協定数	
	ア 現在実施している活動	イ 今後実施予定の活動（今後も継続する活動含む）
①協定対象農用地以外の農用地の保全活動（草刈り、耕起、畦畔の草刈り、法面の管理等）	2 (8%)	2 (8%)
②協定対象農用地に隣接しない農道・水路等の維持・管理活動（多面的機能支払による活動を含む）	1 (4%)	1 (4%)
③鳥獣緩衝帯の設置・草刈り	17 (65%)	17 (65%)
④維持できなくなった農地の林地化（計画的な植林）	0 (0%)	0 (0%)
⑤農作業の共同化	2 (8%)	2 (8%)
⑥農業機械の共同利用	1 (4%)	1 (4%)
⑦鳥獣害対策	23 (88%)	23 (88%)
⑧放牧、景観作物の栽培等の粗放的農地利用	0 (0%)	0 (0%)
⑨都市住民との交流活動	0 (0%)	0 (0%)
⑩農産物の販売・加工	0 (0%)	0 (0%)
⑪地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）	0 (0%)	0 (0%)
⑫生き物観察や生物保全活動	1 (4%)	1 (4%)
⑬その他	0 (0%)	0 (0%)
⑭協定対象農用地の保全活動、農道・水路等の維持・管理活動以外の活動はしていない	1 (4%)	1 (4%)

(2) (1)の活動に当たっての連携組織

	協定数	
	ア 現在実施している活動	イ 今後実施予定の活動（今後も継続する活動含む）
①市町村、都道府県	18 (69%)	18 (69%)
②自治会、町内会	1 (4%)	1 (4%)
③子ども会、婦人会、青年会、老人会、地域の団体	0 (0%)	0 (0%)
④地域運営組織	0 (0%)	0 (0%)
⑤社会福祉協議会、NPO、社会福祉法人	0 (0%)	0 (0%)
⑥保育園・幼稚園、小・中学校、高等学校	0 (0%)	0 (0%)
⑦大学	0 (0%)	0 (0%)
⑧他の集落協定、集落営農組織、多面的機能支払交付金の活動組織、土地改良区、JA	1 (4%)	1 (4%)
⑨民間企業	0 (0%)	0 (0%)
⑩地域おこし協力隊	0 (0%)	0 (0%)
⑪その他	0 (0%)	0 (0%)
⑫連携している組織はない	8 (31%)	8 (31%)

5の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

鳥獣害対策に取り組む協定が多く、鳥獣被害に悩まされている状況がうかがえる。
連携組織は市町や県にとどまっており、高齢化が進むと集落協定だけでは協定農用地を管理しきれなくなる可能性があるため、他組織との連携について検討が必要と考える。

5の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

鳥獣害対策や協定農用地以外の保全・維持という観点について活動されている点、少しずつではあるが農作業や農業機械の共同利用が進んでいる点については評価できる。
一方、連携組織は市町や県が主体となっていることや連携組織がない点が特筆される。
参加者、連携者の幅を広げるため、地域おこし協力隊など、どのような人とどのように連携するとより高い効果が得られるのか、検討が必要と考える。

V-2 個別協定へのアンケート調査結果の評価

1 第5期対策における本制度の効果

(1) 本制度に取り組みなかった場合に協定対象農用地が荒廃農地になっていた割合

	協定数	割合
①協定対象農用地の1割未満	1 協定	25 %
②協定対象農用地の1～3割	2 協定	50 %
③協定対象農用地の3～5割	協定	0 %
④協定対象農用地の5割以上	1 協定	25 %
⑤荒廃化していない	協定	0 %

(2) 隣接する集落の状況

ア 隣接する集落の本制度の取組状況

	協定数	割合
①隣接する集落は本制度に取り組んでいる	1 協定	25 %
②隣接する集落は本制度に取り組んでいない	3 協定	75 %
③隣接する集落が本制度に取り組んでいるか分からない	協定	0 %

イ 本制度に取り組んでいない隣接集落の農用地の荒廃状況

	協定数	割合
①ここ数年、荒廃した農地が目立ってきた	2 協定	50 %
②ここ数年、耕作されていない農用地が目立ってきた	協定	0 %
③以前と変わらない	1 協定	25 %
④以前よりも荒廃や耕作されていない農用地が減った	協定	0 %
⑤その他	協定	0 %

(3) 本制度に取り組んだことによる効果

	協定数	割合
①荒廃農地の発生防止	4 協定	100 %
②水路・農道等の維持、地域の環境が保全された	2 協定	50 %
③農業機械等の共同利用により作業が効率化した	協定	0 %
④農業（農外）収入が増加した	協定	0 %
⑤集落営農の組織化・法人化、新規就農者等の担い手を確保（増加）した	協定	0 %
⑥担い手への農地の集積・集約が進んだ	協定	0 %
⑦鳥獣被害が減少した	協定	0 %
⑧荒廃農地を再生した	協定	0 %
⑨都市住民等との交流が増加した	協定	0 %
⑩定住者等を確保した	協定	0 %
⑪地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）を開始（拡大）した	協定	0 %
⑫集落の寄り合いや行事等の集落機能が維持された	協定	0 %
⑬その他	協定	0 %
⑭特に効果は感じられない	協定	0 %

1の(1)から(3)について都道府県の所見【必須】

本制度に取り組んでいない隣接集落の農用地は荒廃が目立ってきていると回答している一方で、協定農用地では荒廃農地の発生防止や、水路・農道等の維持、地域環境の保全がされていると回答しており、制度の効果を実感していることが確認された。

1の(1)から(3)について第三者機関の意見【必須】

制度の活用により、荒廃農地の発生防止、水路・農道等の維持や地域の環境保全における有効性が見て取れる。

※ アンケート対象の個別協定数が5未満の都道府県は、「V-2 個別協定へのアンケート調査結果の評価」中の「都道府県の所見」と「第三者機関の意見」は省略可能

2 今後の経営意向

(1) 経営規模の拡大意向

	協定数	割合
①規模拡大の意向がある	協定	0 %
②現状維持	4 協定	100 %
③規模拡大より農地を集約したい	協定	0 %
④規模を縮小したい（農業経営をやめる意向を含む）	協定	0 %

(2) 規模拡大に当たっての農用地の条件

	協定数	割合
①農地面積や圃場条件にはこだわらない	協定	0 %
②基盤整備済みの圃場であること	協定	0 %
③農業用水（灌水施設を含む）が利用できること	協定	0 %
④鳥獣害防止柵等の対策が講じられていること	協定	0 %
⑤農道の整備やほ場に大型機械が入ること	協定	0 %
⑥日当たりや水はけの良い圃場であること	協定	0 %
⑦環境保全型農業に適した圃場であること	協定	0 %
⑧ほ場が面的にまとまっていること	協定	0 %
⑨賃料が安いこと	協定	0 %
⑩その他	協定	0 %

2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

県内の個別協定はすべて公共牧場であるため、現状維持となっている。

2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

規模拡大の可能性は無いと理解する。

V-3 廃止協定へのアンケート調査結果の評価

1 第4期末まで協定対象農用地として維持・管理してきた農用地の現在の状況

	元協定数	割合
① 荒廃した農用地がある	7 協定	78 %
② 作付けしない農用地がある	3 協定	33 %
③ 転用された農用地がある	協定	0 %
④ 林地化（植林）された農用地がある	1 協定	11 %
⑤ 景観作物の作付や放牧等の粗放的利用されている農用地がある	協定	0 %
⑥ 担い手から所有者に返還された農用地がある	2 協定	22 %
⑦ 担い手に貸し付けされた農用地がある	1 協定	11 %
⑧ 鳥獣被害が発生している	7 協定	78 %
⑨ 災害による被害を受けた農用地がある	1 協定	11 %
⑩ 基盤整備された農用地がある（令和2年4月以降）	協定	0 %
⑪ 以前と特に変わらない（令和2年4月以降）	1 協定	11 %
⑫ その他	1 協定	11 %

1 について都道府県の所見【必須】

協定の廃止により、農地の維持管理や鳥獣被害対策が難しくなっている状況がうかがえる。

1 について第三者機関の意見【必須】

協定廃止により荒廃、鳥獣害が発生するというよりも、維持・保全や対策ができない状況になりやむを得ず協定廃止に至るといふ流れではないかと推察する。
農村地域の資源管理を担う人材不足の解消が喫緊の課題であり、地域おこし協力隊や地域支援員の制度を活用しながら、新たな地域農村の資源管理の方策を考える時期に来ていると考えられる。

※ アンケート対象の廃止協定数が5未満の都道府県は、「V-3 廃止協定へのアンケート調査結果の評価」中の「都道府県の所見」と「第三者機関の意見」は省略可能

2 集落の共同活動

(1) 現在の集落での共同活動

	元協定数	割合
① 農地の保全活動（草刈り、耕起、畦畔の草刈り、法面の管理等）	1 協定	11 %
② 農道・水路等の維持・管理活動（多面的機能支払による活動を含む）	1 協定	11 %
③ 鳥獣緩衝帯の設置・草刈り	1 協定	11 %
④ 維持できなくなった農地の林地化（計画的な植林）	協定	0 %
⑤ 農作業の共同化	協定	0 %
⑥ 農業機械の共同利用	協定	0 %
⑦ 鳥獣害対策	1 協定	11 %
⑧ 放牧、景観作物の栽培等の粗放的農地利用	協定	0 %
⑨ 都市住民との交流活動	協定	0 %
⑩ 農産物の販売・加工	協定	0 %
⑪ 地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）	1 協定	11 %
⑫ 生き物観察や生物保全活動	協定	0 %
⑬ その他	1 協定	11 %
⑭ 集落で共同活動は実施していない	7 協定	78 %

(2) 現在の共同活動の参加者の数

	元協定数	割合
① 集落協定の活動していた当時より減った	2 協定	22 %
② 集落協定の活動していた当時より増えた	協定	0 %
③ 集落協定の活動していた当時と変わらない	協定	0 %

2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

共同活動を実施していない集落が多く、農道・水路の維持管理ができなくなることや農地の荒廃、鳥獣害の発生が懸念される。

2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

共同活動の減少が廃止協定に繋がると考えられ、「共同活動」の重要性が改めて認識される。地域住民の協力を得られる「地域連携」の仕組みを考えられないかと感じる。

3 5年後（令和10年度）の集落の状況

(1) 「話し合い」や「行事」のまとめ役（リーダー）となる者の5年後の有無

	元協定数	割合
①いる	0 協定	0 %
②いない	9 協定	100 %

(2) 地域の農業の「担い手」の5年後の有無

	元協定数	割合
①いる	0 協定	0 %
②いない	9 協定	100 %

(3) 集落の農用地の5年後の荒廃状況

	元協定数	割合
①集落の農用地の1割未満が荒廃する	1 協定	11 %
②集落の農用地の1～3割が荒廃する	1 協定	11 %
③集落の農用地の3～5割が荒廃する	7 協定	78 %
④集落の農用地の5割以上が荒廃する	0 協定	0 %
⑤荒廃化しない	0 協定	0 %

3の(1)から(3)について都道府県の所見【必須】

すべての集落で、リーダーや担い手はいないと回答しており、現在わずかに続いている共同活動の停止も懸念される。

3の(1)から(3)について第三者機関の意見【必須】

リーダーがいらないというのは深刻な問題であり、今後急速に荒廃することが危惧される。リーダーや担い手の確保を地域の方々が無理なく実践できるようなあり方が必要と感じる。

4 集落協定の範囲等

(1) 元協定対象農用地と農業集落の農用地の範囲（範囲の図は別添のとおり）

	協定数	割合
①1つの集落協定の中に、複数の農業集落がある例－1	0 協定	0 %
②1つの集落協定の中に、複数の農業集落がある例－2	0 協定	0 %
③1つの集落協定の中に、1つの農業集落がある例－1	6 協定	67 %
④1つの集落協定の中に、1つの農業集落がある例－2	2 協定	22 %
⑤1つの農業集落の中に、複数の集落協定がある例－1	0 協定	0 %
⑥1つの農業集落の中に、複数の集落協定がある例－2	1 協定	11 %

(2) 集落協定の話し合いの持ち方

	協定数	割合
①中山間地域等直接支払制度のための話し合いを開催	4 協定	44 %
②地域の他の話し合いとともに、中山間地域等直接支払制度の話し合いを開催	5 協定	56 %

5 近隣の集落協定から誘いがあった場合の対応

	元協定数	割合
①元協定参加農家の中には、参加する農家もいると思われる	1 協定	11 %
②活動に参加する農家はない	7 協定	78 %
③近隣集落に協定がない	1 協定	11 %

5について都道府県の所見【必須】

活動に参加する農家はいないという回答がほとんどであり、一度活動を停止してしまうと再開することが難しい状況がうかがえる。

5について第三者機関の意見【必須】

担い手となる農家が不足し、集落力の低下が深刻な水準であることが伺える。近隣の集落協定から誘いがあれば参加する農家もいると前向きな意見もあるため、集落を超えた枠組みや、外部人材との連携の必要性を感じる。

V-4 未実施集落へのアンケート調査結果の評価

1 現在の集落の状況

(1) 「話し合い」や「行事」のまとめ役（リーダー）となる者の有無

	集落数	割合
①いる	2 集落	50 %
②いない	2 集落	50 %

(2) 地域の農業の「担い手」の有無

	集落数	割合
①いる	1 集落	25 %
②いない	3 集落	75 %

(3) 現在の集落での共同活動

	集落数	割合
①農地の保全活動（草刈り、耕起、畦畔の草刈り、法面の管理等）	集落	0 %
②農道・水路等の維持・管理活動（多面的機能支払による活動を含む）	3 集落	75 %
③鳥獣緩衝帯の設置・草刈り	集落	0 %
④維持できなくなった農地の林地化（計画的な植林）	集落	0 %
⑤農作業の共同化	集落	0 %
⑥農業機械の共同利用	集落	0 %
⑦鳥獣害対策	2 集落	50 %
⑧放牧、景観作物の栽培等の粗放的農地利用	集落	0 %
⑨都市住民との交流活動	集落	0 %
⑩農産物の販売・加工	1 集落	25 %
⑪地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）	1 集落	25 %
⑫生き物観察や生物保全活動	集落	0 %
⑬その他	集落	0 %
⑭集落で共同活動は実施していない	集落	0 %

1の(1)から(3)について都道府県の所見【必須】

本制度を活用せずとも、農道・水路の維持管理や鳥獣害対策に取り組んでいることは好ましい状況であるが、実施状況や課題等の把握が必要と考える。

1の(1)から(3)について第三者機関の意見【必須】

制度活用の有無で取り組む課題に大きな差は見られないため、個々の取組の実施状況を比較する必要があると思われる。
また、農業の担い手がいない状況で協定を締結しての取組は困難と思われる。

※ アンケート対象の未実施協定数が5未満の都道府県は、「V-4 未実施集落へのアンケート調査結果の評価」中の「都道府県の所見」と「第三者機関の意見」は省略可能

2 農用地の状況

(1) 農用地の耕作者

	集落数	割合
①地域の担い手が主に耕作	集落	0 %
②地域の担い手と各農家がそれぞれ耕作	2 集落	50 %
③各農家がそれぞれ耕作	2 集落	50 %
④ほとんどの農地が荒廃化し、誰も耕作していない	集落	0 %

(2) 集落の農用地の状況

ア 最近5年間の集落の農用地の状況の変化

	集落数	割合
① 荒廃した農用地がある	2 集落	50 %
② 作付けしない農用地がある	4 集落	100 %
③ 転用された農用地がある	1 集落	25 %
④ 林地化（植林）された農用地がある	集落	0 %
⑤ 景観作物の作付や放牧等の粗放的利用されている農用地がある	集落	0 %
⑥ 担い手から所有者に返還された農用地がある	1 集落	25 %
⑦ 担い手に貸し付けされた農用地がある	集落	0 %
⑧ 鳥獣被害が発生している	4 集落	100 %
⑨ 災害による被害を受けた農用地がある	集落	0 %
⑩ 基盤整備された農用地がある（令和2年4月以降）	集落	0 %
⑪ 以前と特に変わらない（令和2年4月以降）	1 集落	25 %
⑫ その他	集落	0 %

イ 集落の農用地の5年後の荒廃状況

	集落数	割合
① 集落の農用地の1割未満が荒廃する	集落	0 %
② 集落の農用地の1～3割が荒廃する	1 集落	25 %
③ 集落の農用地の3～5割が荒廃する	2 集落	50 %
④ 集落の農用地の5割以上が荒廃する	集落	0 %
⑤ 荒廃化しない	1 集落	25 %

2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

近年、作付けしない農用地や鳥獣被害が増加しているとともに、今後の予測でも荒廃が進むと懸念されていることから、現在行われている共同活動の維持・発展が重要と思われる。

2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

担い手が不足・欠如している集落の実態がうかがえる。担い手をいかに生み出し、地域に誘うかが喫緊の課題である。

3 中山間地域等直接支払制度の認知度

(1) 中山間地域等直接支払制度を知っているか

	集落数	割合
① 聞いたこともあり、少しは制度の内容を知っている	1 集落	25 %
② 制度があることは知っているが、内容は知らない	1 集落	25 %
③ 知らない	2 集落	50 %

(2) 中山間地域等直接支払制度が集落の話合いで出たことがあるか

	集落数	割合
① 集落で中山間地域等直接支払制度の話が出たことがある	1 集落	25 %
② 出たことはない	1 集落	25 %

(3) 中山間地域等直接支払制度に取り組まなかった理由

	集落数	割合
①集落内の合意が取れなかったため	集落	0 %
②交付金の返還等の要件が厳しかったため	集落	0 %
③事務手続きが負担となるため	1 集落	25 %
④制度の対象となる農用地の要件を満たさなかったため	集落	0 %
⑤取り組むに当たって、中心となるリーダーがいなかったため	集落	0 %
⑥農家が高齢化しており、5年間続ける自信がなかったため	1 集落	25 %
⑦地域農業の中心となる者がいなかったため	1 集落	25 %
⑧農業収入が見込めなかったため	集落	0 %
⑨鳥獣被害が増加していたため	集落	0 %
⑩近隣の集落も取り組んでいなかったため	集落	0 %
⑪ほ場条件が悪いため	集落	0 %
⑫中山間地域等直接支払制度がなくても農用地の維持・管理が可能であるため	集落	0 %
⑬その他	集落	0 %

(4) 中山間地域等直接支払制度に取り組む意向の有無

	集落数	割合
①ある	1 集落	25 %
②ない	3 集落	75 %

3の(1)から(4)について都道府県の所見【必須】

制度の認知度が低い状況であるため、さらなる制度の周知徹底が必要である。

3の(1)から(4)について第三者機関の意見【必須】

県と市町が協力して制度の周知をより一層徹底すべきである。
個々の集落の課題を確認し、今後制度を活用して効果的な活動が実施できるかどうかは丁寧に
見ていく必要がある。

V-5 市町村へのアンケート調査結果の評価

1 第5期対策の中山間等直接支払制度の効果

(1) 荒廃農地の発生・防止への貢献の程度

	市町村数	割合
①かなり貢献した	5 市町村	42 %
②一定程度貢献した	7 市町村	58 %
③やや貢献した	市町村	0 %
④貢献していない	市町村	0 %

(2) 本制度の効果

	協定数	割合
①荒廃農地の発生防止	12 市町村	100 %
②水路・農道等の維持、地域の環境が保全された	11 市町村	92 %
③農業機械等の共同利用により作業が効率化した	3 市町村	25 %
④農業（農外）収入が増加した	3 市町村	25 %
⑤集落営農の組織化・法人化、新規就農者等の担い手を確保（増加）した	市町村	0 %
⑥担い手への農地の集積・集約が進んだ	市町村	0 %
⑦鳥獣被害が減少した	5 市町村	42 %
⑧荒廃農地を再生した	2 市町村	17 %
⑨都市住民等との交流が増加した	市町村	0 %
⑩定住者等を確保した	市町村	0 %
⑪地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）を開始した	市町村	0 %
⑫集落の寄り合いや行事等の集落機能が維持された	1 市町村	8 %
⑬その他	市町村	0 %
⑭特に効果は感じられない	市町村	0 %

(3) 本制度の必要性

	協定数	割合
①現行制度を維持し、制度を継続する必要がある	9 市町村	75 %
②制度の見直しを行い、継続する必要がある	3 市町村	25 %
③制度を廃止しても構わない	市町村	0 %

1の(1)から(3)について都道府県の所見【必須】

全ての市町が荒廃農地の発生防止や水路・農道等の維持、地域環境保全などの効果を実感し、制度継続の必要性を挙げてはいるが、制度の見直しについても触れられていることから、意見や課題の抽出を丁寧に行う必要があると考える。

1の(1)から(3)について第三者機関の意見【必須】

活動に取り組む活力がある集落については、その取組を本制度が一定程度後押ししている効果を、地域の人々が感じていると考える。

制度の見直しを指摘している市町があることは重要な情報。県単位で対策可能なことは対策し、国へ伝えることは伝達することが重要と思われる。

※ アンケート対象の市町村数が5未満の都道府県は、「V-5 市町村へのアンケート調査結果の評価」中の「都道府県の所見」と「第三者機関の意見」は省略可能

2 本制度の改善点等

(1) 本制度の改善点

	協定数	割合
①対象地域の要件緩和	4 市町村	33 %
②傾斜区分の要件緩和	8 市町村	67 %
③一団の農用地（1ha以上）の要件緩和	3 市町村	25 %
④協定活動期間（5年間）の緩和	7 市町村	58 %
⑤必須活動の内容の緩和	5 市町村	42 %
⑥集落戦略の内容の簡素化	7 市町村	58 %
⑦集落マスタープランの活動方策の内容の見直し	市町村	0 %
⑧交付単価の増額	4 市町村	33 %
⑨加算の充実	1 市町村	8 %
⑩交付金返還規定の緩和	7 市町村	58 %
⑪協定書様式・申請手続きの簡素化等の事務負担の軽減	10 市町村	83 %
⑫その他	1 市町村	8 %

(2) 集落や農用地を維持するための支援や対策

	協定数	割合
①農業の担い手を確保するための支援	10 市町村	83 %
②担い手への農地の集積・集約化のための支援	4 市町村	33 %
③地域外からの定住者等を確保するための支援	4 市町村	33 %
④集落協定の広域化や統合に対する支援	6 市町村	50 %
⑤鳥獣害対策に対する支援	10 市町村	83 %
⑥高収益作物の生産やブランド化、農産物加工に対する支援	1 市町村	8 %
⑦機械の共同利用や農作業の効率化に対する支援	3 市町村	25 %
⑧地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）に対する支援	3 市町村	25 %
⑨地域の各種団体と連携・協力し、地域の農用地を守る仕組みを構築する取組への支援	2 市町村	17 %
⑩都市部の組織や市民との交流活動等や地域情報を発信するための支援	2 市町村	17 %
⑪地域の活動をサポートする組織や人材を確保するための支援	4 市町村	33 %
⑫農業機械の購入、農業用施設や農産加工施設等の整備に対する支援	5 市町村	42 %
⑬傾斜地において、安全に農作業できる農業用機械の購入に対する支援	5 市町村	42 %
⑭その他	市町村	0 %
⑮特になし	市町村	0 %

2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

制度の改善要望は多岐にわたっており、特に事務負担軽減を挙げた市町村が多く、さらなる改善が必要と思われる。
集落や農用地を維持するための支援については、本制度や他事業の支援メニューを上手に活用できるよう整理し、示していく必要がある。

2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

多様な項目への支援の要請があり、要件等の緩和やメニューの拡充で対応できるものと、地域の維持・発展のために必要な本質的な部分の両方を考えていく必要がある。
事務的な書類の整備やきめ細やかな地域のコミュニケーションには、男性のみならず女性の力が必要と考える。

3 今後の農地利用や集落機能等

(1) 次期対策

ア 次期対策における協定数

	協定数	割合
①おおむね現状維持が見込まれる	7 市町村	58 %
②若干の減少が見込まれる	4 市町村	33 %
③かなりの減少が見込まれる	市町村	0 %
④ほぼすべての協定の廃止が見込まれる	市町村	0 %
⑤協定の統合・広域化が進むことが見込まれる	市町村	0 %
⑥新規の協定や活動再開の協定により、協定数の増加が見込まれる	1 市町村	8 %

イ 協定数の減少要因

	協定数	割合
①活動の中心となるリーダーの高齢化のため	市町村	0 %
②協定参加者の高齢化による体力や活動意欲低下のため	市町村	0 %
③地域農業の中心となる者がいないため	市町村	0 %
④農業収入が見込めないため	市町村	0 %
⑤鳥獣被害増加のため	市町村	0 %
⑥事務手続きが負担なため	市町村	0 %
⑦交付金の遡及返還が不安なため	市町村	0 %
⑧統合の相手先となる協定が近隣にないため	市町村	0 %
⑨協定内の意見がまとまらず、合意形成が困難なため	市町村	0 %
⑩その他	市町村	0 %

ウ 集落協定の統合・広域化の推進方針

	協定数	割合
①小規模集落協定に対して周辺の集落協定への統合を推進する	2 市町村	17 %
②高齢化が進んでいる集落協定に対して周辺集落協定への統合を推進する	4 市町村	33 %
③集落協定の規模等に関わらず統合を推進する	3 市町村	25 %
④集落協定に対して周辺の未実施集落の取り込みを推進する	1 市町村	8 %
⑤未実施集落に対する協定締結を推進する	市町村	0 %
⑥担い手に対して個別協定に取り組むことを推進する	市町村	0 %
⑦相談があれば対応するが、特段の推進は考えていない	7 市町村	58 %
⑧その他	市町村	0 %

(1) のアからウについて都道府県の所見【必須】

協定の統合・広域化は市町の発意により進められるのが一般的であることから、まずは、研修会などを通じて担当者の理解促進を図っていく。

(1) のアからウについて第三者機関の意見【必須】

市町によって状況が異なると思われるため、次期対策の効果的な実施については、具体的な状況を見ながら検討する必要がある。

大学を含め青年と中山間地域を繋ぐような仕組みづくり、営農ボランティアという形で都市と中山間地域の交流を促す仕組みの構築を含めた協定の統合化を期待する。

(2) 5年後（令和10年）の農用地の利用、集落機能等

ア 農用地の荒廃状況

	協定数	割合
①かなり荒廃化が進む	市町村	0 %
②やや荒廃化が進む	12 市町村	100 %
③荒廃化しない	市町村	0 %
④荒廃農地の解消が進む	市町村	0 %

イ 集落の寄り合いの回数

	協定数	割合
①今よりも増加する	市町村	0 %
②今と変わらない	5 市町村	42 %
③今よりも減少する	7 市町村	58 %

ウ 集落の各種行事の回数

	協定数	割合
①今よりも増加する	市町村	0 %
②今と変わらない	4 市町村	33 %
③今よりも減少する	8 市町村	67 %

(2) のアからウについて都道府県の所見【必須】

農用地の利用、集落機能が、現状よりも低下すると判断されていることは自然な流れとも思われるが、そのような中でどのようなことができるのか研究していく必要がある。

(2) のアからウについて第三者機関の意見【必須】

集落の寄合回数、集落の各種行事の回数の減少の関係性が客観的に見て取れる。制度が目指すところが現状維持なのか、縮小・荒廃スピードの減少なのか、上昇転換なのかを踏まえる必要がある。

4 集落戦略

(1) 集落戦略作成の推進に当たっての苦労

	協定数	割合
①話し合う場を設けることが困難であった	4 市町村	33 %
②協定参加者以外の参集に苦労した	市町村	0 %
③話し合いをリードする者の確保など、話し合いを進めることに苦労した	3 市町村	25 %
④担い手が耕作する農地を明確化することに苦労した	市町村	0 %
⑤草刈り等の管理のみを行う農地（粗放的利用する農地）を明確化することに苦労した	市町村	0 %
⑥地域の農業を担う担い手の目途が立たない	2 市町村	17 %
⑦地域の寄り合いや行事を主導するリーダーの目途が立たない	市町村	0 %
⑧高齢化が進み、10年後の農用地の将来像を考えること自体が難しかった	6 市町村	50 %
⑨協定を広域化したため、どの範囲でどうやって集落戦略を作成するかなどの調整に苦労した	市町村	0 %
⑩その他	3 市町村	25 %
⑪特になし	2 市町村	17 %

(2) 集落戦略作成の推進に当たっての工夫

	協定数	割合
①アンケートや戸別訪問等により、話し合いの方法を工夫した	5 市町村	42 %
②話し合いをリードする者を活用して進めた	3 市町村	25 %
③関係機関の協力を得て進めた	2 市町村	17 %
④協定参加者が、今後も健在であることを前提として作成を進めた	3 市町村	25 %
⑤担い手やリーダーの確保、農地中間管理機構への農地の貸付等に取り組んでいくことを前提に作成を進めた	市町村	0 %
⑥集落戦略の作成範囲を分割し、一つの話合いの単位を小さくして作成した	1 市町村	8 %
⑦その他	4 市町村	33 %
⑧特になし	2 市町村	17 %

4の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

話し合う場を設けることや、高齢化の進行により10年後の将来像を考えること自体が難しかったなど苦労されていたようであるが、アンケートの活用や独自のパンフレットの作成など、話し合いの方法を工夫しているところもあり、好事例を共有していく。

4の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

10年後の将来像を考えること自体が困難との回答から、農村全体の高齢化、農地荒廃や鳥獣害の拡大の中で、将来展望を描きにくい状況がうかがえる。
集落戦略の作成には、様々な苦労や工夫があることが感じられる。

5 農村RMOの推進の意向

	協定数	割合
①現在も推進しており、今後も推進する予定	市町村	0 %
②現在は推進していないが、今後は推進する予定	2 市町村	17 %
③現在は推進しているが、今後は推進しない予定	市町村	0 %
④現在も推進していないが、今後も特に推進しない予定	9 市町村	75 %
⑤その他	1 市町村	8 %

5について都道府県の所見【必須】

現状推進している市町はなく、今後も推進予定がないところがほとんどであることから、まずは、取組事例の紹介など仕組みの理解促進を図っていく。

5について第三者機関の意見【必須】

農村RMOについては、考え方としては理解できるが、地域で共感を得て積極的な取組につながるか不明なところであり、今後丁寧な説明をしながら理解を求めめる工夫が必要である。